

南教指第1197号
令和8年7月13日

南城市立小中学校保護者の皆様

南城市教育委員会
教育長 具志堅 兼栄
(公印省略)

児童生徒の対外行事参加に係る出席の取り扱いについて（通知）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より本市の教育行政及び各学校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、児童生徒が学校外の競技大会や文化行事等に参加する際の「出席」の取り扱いにつきまして、令和8年度より下記の通り運用してまいります。
つきましては、同運用を希望される場合必ず学校へご相談ください。

記

1 基本的な考え方

児童生徒が、スポーツ的、文化的、あるいはボランティア活動等に個人的に参加する場合は、その活動における教育的意義を考え、当該児童生徒の健全な発達に寄与する度合いを考慮し、学校長の判断のもとで「出席扱い」とすることができる。

2 「出席」扱いの判断基準

以下の事項を総合的に照らし合わせ、校長が個別に判断いたします。

- (1) 国・県・市町村などの公的機関が主催、共催、または後援している行事。
- (2) 学校の活動であるか否かを問わず、スポーツ・文化・芸術等の各種大会等。
- (3) お子様の健康状態や学業への支障がなく、過度な負担にならないと判断されるもの。

3 申請の流れと留意事項

(1) 事前相談

大会等への参加により「出席」扱いを希望する場合は、一週間以上前に学校へご相談ください。

(2) 資料の提出

判断の参考とするため、大会の実施要項やパンフレット等の提出をお願いする場合があります。また、必要に応じて競技団体等へ状況確認を行うことがあります。

(3) 個別判断

お子様の学習状況や生活状況等に基づき、個別具体的に判断いたします。

4 その他

「出席扱い」となった場合でも日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用外になることがあります。

5 適用期日

令和8年4月1日より適用致します。